

## 市川市子ども・子育て支援事業計画策定にあたって

## 1. 計画策定にあたっての基礎的事項について

## 【子ども・子育て支援法 抜粋】

## 《第六十一条》

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

## 【必須記載事項】

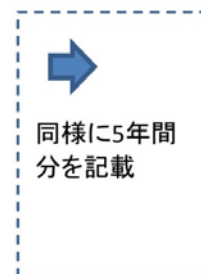
○区域の設定：地理、人口、交通事情、その他地域の実情に応じて保護者や子どもが容易に通園できる区域。⇒現計画と同じ区域設定。

○各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期

- ・量の見込みは、『現在の利用状況』＋『利用希望』で算出
- ・認定の区分ごとに記載

《イメージ》例)「現計画3号認定の図」

		平成27年度	平成28年度
量の見込み		870人	874人
確保方策	特定教育・保育施設	847人	857人
	特定地域型保育事業	22人	46人
	計	869人	903人



○地域子ども・子育て支援事業(※)の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期

※地域子ども・子育て支援事業

放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリーサポートセンター事業、子育て短期支援事業等

○幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- ・幼保連携型認定こども園の設置数、設置時期、普及についての考え方

【任意記載事項】

○産休・育休明けの教育・保育施設等の円滑な利用の確保について

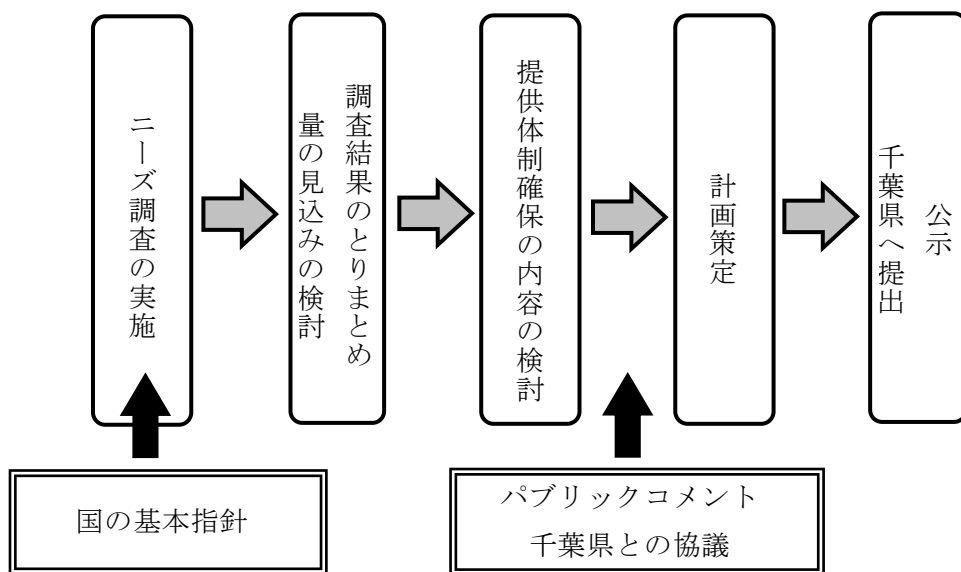
○専門的な知識・技術を要する子どもの支援に関する施策の都道府県との連携について

- ・児童虐待防止対策の充実
- ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- ・障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

○労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境整備に関する施策との連携について

- ・ワークライフバランス

2. 計画策定の流れ



### 3. 計画策定スケジュール

《備考》

#### 【平成30年度】

会議 開催時期	審議事項
第1回 7月30日(月)	○概要説明 ○ニーズ調査について
第2回 10月上旬	○市民ニーズ調査の 調査票項目について
第3回 11月上旬	○市民ニーズ調査について 報告
第4回 2月	○需要量の見込みに関する 中間報告について
第5回 3月上旬	○量の見込みに関する 最終報告

国基本指針

《11月上旬～末》  
ニーズ調査実施

#### 【平成31年度】

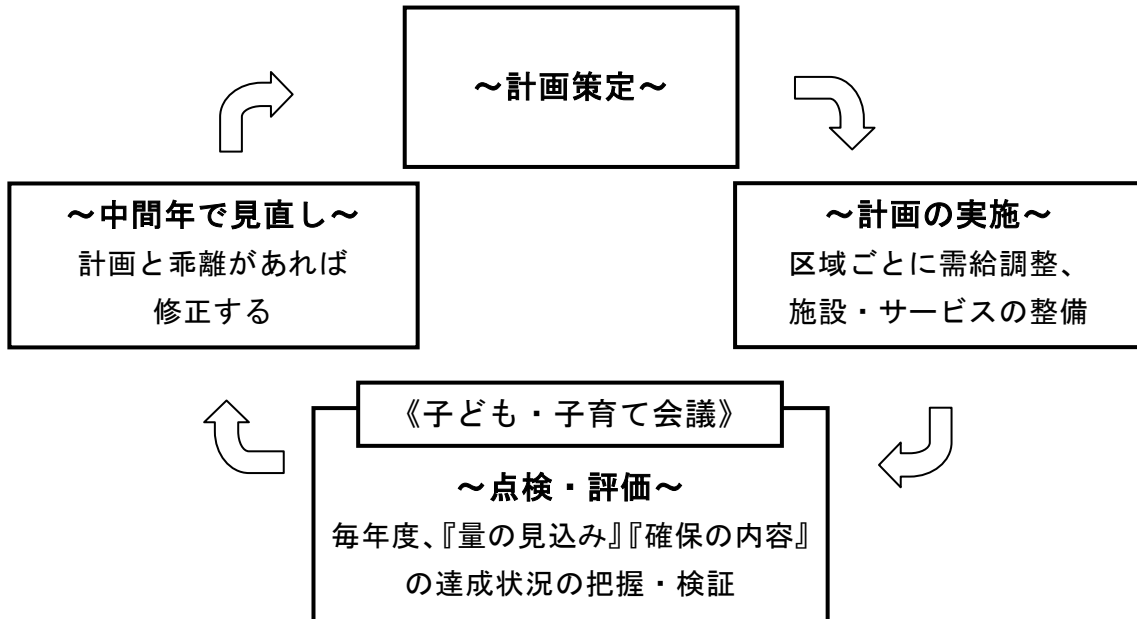
開催時期	内容
5～8月	○提供体制確保の内容 ○実施計画記載事項
9月	○中間とりまとめ
1～2月頃	○計画全体の調整

《11～12月》  
・パブリックコメント  
・千葉県との調整



平成31年3月 計画策定

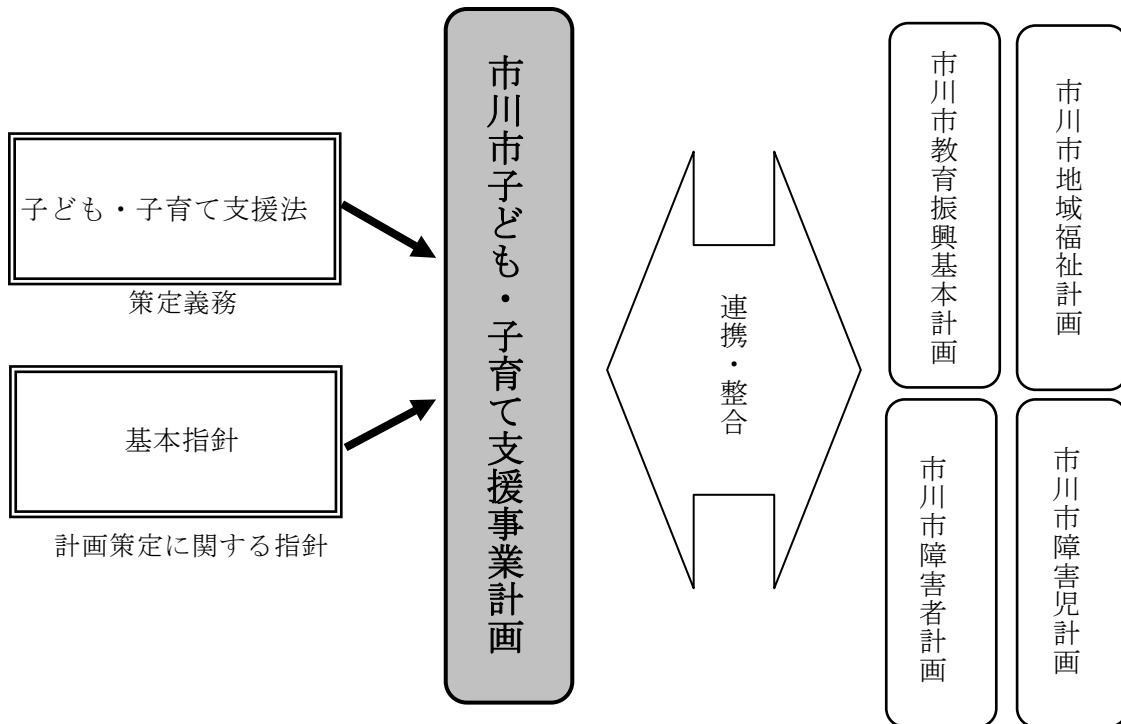
#### 4. 計画の活用方法・計画の見直しについて



#### 5. 計画の位置づけ

【 国 】

【 市 】



## 6. 市民ニーズ調査について

※実施については、9月補正予算案の議決が条件となります。

### 1) 実施の目的

- 子ども・子育て支援事業計画策定のための基礎資料とする
  - 特に子ども・子育て支援法及び基本指針による
    - ・教育・保育事業、地域型保育事業
    - ・地域子ども・子育て支援事業
- 量の見込みの算出のための基礎資料とする

### 2) 実施の概要

#### (1) 対象・件数（予定）

就学前の子どものいる世帯	0～2歳	2,250件
	3～5歳	2,250件
小学生の子どものいる世帯		2,500件
妊婦の方		400件

#### (2) 実施・結果報告までの流れ（予定）

10月上旬	第2回会議	市川市素案の提示、説明
11月上旬	第3回会議	調査票の提示
11月上旬		調査票発送
12月上旬		調査票回収
2月上旬	第4回会議	量の見込みに関する中間報告
3月下旬	第5回会議	量の見込みに関する最終報告

### 3) 素案作成にあたっての考え方

- 前回調査の質問項目を継承し、国からの手引きを参考に調整をする。
- 国が「量の見込みの推計上必要な項目」として指定した項目については削除しない。
- 回収率の低下や不正確な回答を避けるため、質問項目は、
  - ・量の見込みの推計上必要（別紙3で「○」がついている項目）
  - ・今後の施策の検討や市民の傾向の把握のため特に必要な項目に絞り、追加項目は最小限にする

- 国の調査票ひな形は、全て就学前児童のいる世帯を対象とし、放課後保育クラブについては5歳以上の子のいる世帯のみ利用希望を回答するようにしているが、より正確に放課後保育クラブのニーズ等を把握するため、小学生のいる世帯用の調査も行う。
- 加えて、次期計画策定に向けて母子健康手帳を交付されている方に対しても、子育て支援事業の将来的なニーズを把握するために調査を行う。